

イングランドおよびウェールズの州特許裁判所の制度改正

2010年10月7日

JETRO ティュッセルトールセンター

10月1日、イングランドおよびウェールズの州特許裁判所(PCC: Patent County Court) に関して民事訴訟規則(Civil Procedure Rules) および実施細則(Practice Direction) が改正された。

州特許裁判所は中小企業のために知的財産訴訟の低価格な裁判所を提供することを目的として1990年に設立されたが、不成功の際の予測困難な費用の裁定に対する懸念や、高等法院(High Court of Justice) と手続が同一であることから費用の問題があり、改善を求める意見が多かった。

このような状況から、判事や弁理士等から構成される知的財産裁判所のユーザー委員会は2009年6月に意見募集を行い、2009年7月には「州特許裁判所の改革提案に関する作業部会の最終報告書」(Working Group's Final Report on Proposals for Reform of the Patents County Court) を公表し、州特許裁判所の改正を求める最終提言をまとめていた。今回の改正はこの提言の一部を反映するもの。

主な改正内容は以下のとおり。

1. 回復可能な訴訟費用の額の変更(民事訴訟規則第45部, 実施細則45等)

当事者の一方が他方に求める回復可能な訴訟費用について、総額および審理の手続きごとの額に上限が設けられた。総額の上限については、侵害の有無(liability)に関する審理が5万ポンド、損害(damages)または利益計算(account of profits)に関する審理が2万5千ポンドとされた(新規則45.42)。ただし、当事者が不合理なふるまいをした際には当該上限額を越えてもよいと規定されている(新規則45.43)。

また、それぞれの審理の各段階における上限が、下記の「Table A」および「Table B」として定められた(実施細則45の段落25C.1~3)。

Table A	
Stage of a claim	Maximum amount of costs
Particulars of claim	£6,125
Defence and counterclaim	£6,125
Reply and defence to counterclaim	£6,125
Reply to defence to counterclaim	£3,000
Attendance at a case management conference	£2,500
Making or responding to an application	£2,500
Providing or inspecting disclosure or product/process description	£5,000
Performing or inspecting experiments	£2,500
Preparing witness statements	£5,000
Preparing experts' report	£7,500
Preparing for and attending trial and judgment	£15,000
Preparing for determination on the papers	£5,000

Table B	
Stage of a claim	Maximum amount of costs
Points of claim	£2,500
Points of defence	£2,500
Attendance at a case management conference	£2,500
Making or responding to an application	£2,500
Providing or inspecting disclosure	£2,500
Preparing witness statements	£5,000
Preparing experts' report	£5,000
Preparing for and attending trial and judgment	£7,500
Preparing for determination on the papers	£2,500"

2. 手続の変更（民事訴訟規則第 63 部，実施細則 63 等）

（1）訴訟管理（新規則 63.23，実施細則 63 の段落 29.1 および 29.2）

抗弁をする意図のある被告が抗弁を提出した後の最初の訴訟管理会合において，裁判所は争点を特定し，以下の証拠手続を命令するか否かを決定する。

- － 特別の開示
- － 製品や製造工程の説明（既に提出されている場合は追加的な製品や製造工程の説明）
- － 実験の結果
- － 証人の陳述
- － 専門家の報告書
- － 公判における反対尋問
- － 書面による提出または概略の議論

（2）開示と検査（新規則 63.24）

民事訴訟規則第 31 部が規定する開示と検査について，新規則 63.24 は標準開示 (standard

disclosure) に関する規定を適用しないとしており、標準開示が必ずしも必要ではなくなった。なお、標準開示とは、民事訴訟規則 31.6 に規定されているように、当事者に対して(a) その当事者が頼る書類、(b) その当事者自身の状況に不利に作用する、もう一方の当事者の状況に不利に作用する、または、もう一方の当事者の状況を支持する書類、(c) 関連する実施細則によって開示することが求められている書類、のみを開示することを求めるものである。

(3) 申立の決定 (実施細則 63 の段落 31.2)

裁判所は公判の予定表を作成し、適切な場合には当事者に対して均等な時間を配分する。反対尋問は裁判所によって厳しく管理される。裁判所は公判が 2 日を越えないことを確保するように努める。

(4) 訴訟の移管 (実施細則 30 の段落 9.1 および 9.2)

州特許裁判所からまたは州特許裁判所への訴訟の移管の命令を決定する際、裁判所は以下の点を考慮する。

- 州特許裁判所における申立提起または抗弁についてのみ、当事者が金銭的に無理のなく行うことができるかどうか
- 特に申立の価値、争点の複雑さ、予想される公判期間を考慮した上で、申立が州特許裁判所によって決定されることが適切であるかどうか

- ユーザー委員会がとりまとめた最終報告書は、以下参照 —
[Working Group's Final Report on Proposals for Reform of the Patents County Court \(PDF\)](#)
- 民事訴訟規則の改正点は、以下参照 —
[The Civil Procedure \(Amendment No.2\) Rules 2010 \(PDF\)](#)
- 実施細則の改正点は、以下参照 —
[53rd UPDATE – PRACTICE DIRECTION AMENDMENTS \(PDF\)](#)
- 改正点を含む民事訴訟規則と実施細則の全文は、以下参照 —
[Rules & Practice Directions](#)

(以上)